実地指導・施設指導監査・立入検査等の主な指導事項

資料A

**（指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム）【介護保険法・老人福祉法】**

１ 設備関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　ベランダにある洗濯物を干すための台が、避難の際の妨げになる可能性があった。  〇　トイレや浴室のペーパータオルの引き出し方向が下向きになっていた。 | 〇　避難の際の障がいとならないよう配慮すること。  〇　滴落下による汚染を防止するため、上から引き出す形で設置すること。 |

２　運営関係・利用者支援関係

(１)入所選考関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるような設定と認識しづらい項目が見受けられた。（問題行動項目） | 〇　必要性が高いと認められる申込者が優先的に入所できるような内容へと修正すること。 |

(2)サービスの内容の説明・同意、運営規程関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　苦情受付窓口の案内が、見えにくい場所に掲示されていた。  〇　浴室の扉のすりガラス越しに、入浴者のシルエットが見えるようになっていた。 | 〇　施設内の見えやすい場所に苦情受付窓口の案内を掲示すること。  〇　プライバシー確保の観点から、各階の浴室と浴室の間のすりガラスに、カーテンまたはシートを貼る等の対策を講じること。 |

(3)事故発生の防止及び発生時の対応、高齢者虐待の防止（研修関係）、災害対策関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　ユニット内キッチンの包丁や塩素系消毒薬等が適切に保管されていなかった。  〇　口腔衛生の管理、感染症の予防およびまん延防止のための訓練が未実施であった。  〇　業務継続計画の策定および研修が未実施であった。  〇　避難・救出等訓練実施時の記録がなかった。  〇　認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていなかった。 | 〇　入居者の手の届かない場所、施錠できる場所に保管すること。  〇　適切に実施すること。（令和6年4月1日より義務化）  〇　計画を策定するとともに、従業者に対する計画の周知、研修（年2回以上）を実施すること。（令和6年4月1日より義務化）  〇　避難・救出等訓練を実施した場合は、記録を残すこと。  〇　研修実施に向けた措置を講じること。（令和６年４月１日より義務化） |

(４)衛生管理関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　リネン庫にシーツがそのまま置かれていた。 | 〇　シーツはビニール袋等で密閉するなど、清潔に保つこと。 |

(５)栄養管理関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　加熱調理食品の中心温度管理について、調理開始時刻と加熱終了時刻の記録がなかった。  〇　食種に対する食品群別給与目標量表が作成されていなかった。  〇　給食会議が開催されていなかった。  〇　栄養情報の提供は行っているものの、給食業者から購入する分についてのみの情報提供となっていた。  〇　療養食加算の糖尿病食では、主食でカロリー調整をされていた。 | 〇　当該事項について、記録を残すこと。  〇　食種別に荷重平均栄養成分表を作成し、食品群別給与目標量表を作成すること。  〇　施設長をはじめ各職種の職員により定期的に開催するとともに、献立内容のほか、給食運営全般について検討を行うこと。また、検食簿の意見についても会議の検討項目に加え、献立内容の改善に努めること。  〇　朝食のパンについても栄養価を算定し、合算した栄養情報を提供すること。  〇　主菜や副菜等についても、糖尿病食事療法のための食品交換表の考え方を取り入れるなど、食事提供についての配慮をすること。 |

３　その他

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　施設平面図の用途と、現に使用されている用途が異なる部屋があった。また、１階階段横のリネン庫の案内表示がなかった。  〇　各種委員会及び研修は実施されていたが、説明事項のみの記録となっていた。 | 〇　今後も異なる用途で使用されるのであれば、変更届を提出すること。また、リネン庫の案内表示を設置すること。  〇　説明事項だけでなく、個々の意見等も研修等記録に記載すること。そのうえで、参加できなかった職員への供覧も実施すること。 |

４　介護給付関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　栄養マネジメント強化加算について、加算要件を満たしていないものの、「加算あり」と登録されていた。（請求はしておらず）  〇　個別機能訓練加算について、勤務表を確認したところ、「常勤専従の機能訓練指導員を1名配置」という加算要件を満たしていない時期があった。 | 〇　実態にあわせて取下げの届を提出すること。  〇　個別機能訓練指導員の勤務形態等を確認し、必要に応じて返還等対応すること。 |

**（介護老人保健施設）【介護保険法】**

１　人員関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　常勤職員である看護・介護職員のうち、看護師について、基準省令によって算定される員数の２割程度の確保であった。  〇　看護職員2名の資格証が確認できなかった。 | 〇　看護師については、看護・介護職員のうちの３割程度を確保すること。  〇　施設において専門職の資格証の写しを適切に保管すること。 |

２　設備関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　平面図上と実際の使途に差異がある部屋が複数見られた。倉庫（Ａ）と表示されているが、事務所兼薬品庫として使用しているなど。 | 〇　実態にあわせて用途変更届を提出すること。 |

３　運営関係

(１)サービスの内容の説明・同意、運営規程関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　短期入所療養介護の利用契約書について、再入所された方に対しても、当初の利用契約書を継続して使用していた。 | 〇　一旦退所されて再度入所される場合には、新たに利用契約書を締結すること。 |

(２)医薬品管理、各種委員会、災害対策関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　業務継続計画の策定および研修が未実施であった。（計画については危機管理委員会で作成中）  〇　各委員会について、コロナ禍により書面開催とされているケースが見受けられた。 | 〇　早期に計画を策定するとともに、従業者に対する計画の周知、研修（年2回以上）を実施すること。（令和6年4月1日より義務化）  〇　委員会は本来、その場で意見交換を行って対策を検討することが目的であることから、対面での実施が難しい状況であれば、テレビ電話装置その他の情報通信機器を用いた実施を検討すること。 |

(3)事故発生の防止及び発生時の対応、高齢者虐待の防止（研修関係）、災害対策関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていなかった。  〇　口腔衛生の管理、感染症の予防およびまん延防止のための訓練が未実施であった。 | 〇　研修実施に向けた措置を講じること。（令和６年４月１日より義務化）  〇　適切に実施すること。（令和6年4月1日より義務化） |

(４)衛生管理関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　２階の清潔リネン庫内にベッド柵が置かれていた。  〇　レンタルの衣服（扉の無い金属製ラック含む）が談話室に置かれていた。 | 〇　清潔なものが空気感染しないよう、密閉された形態をとって対応すること。  〇　清潔保持と安全対策の観点から、保管方法を検討すること。 |

(５)サービス計画の作成関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　施設サービス計画の作成について、見直しの際もアセスメントを行っているとのことであったが、記録が残っていなかった。 | 〇　見直しの際もアセスメントを行ったことが分かる記録を残すこと。 |

(６)サービス提供関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　施設の苦情対応マニュアルにて、「利用者や家族等に対して苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて、施設内に掲示し周知を図ること」と規定されているにも関わらず、必要な内容が掲示されていなかった。また、通所リハビリテーション事業所においては、掲示はされていたものの、担当者変更が掲示に反映されていなかった。 | 〇　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、施設に掲示すること。また、内容に変更が生じた場合は、掲示内容についても適宜変更すること。 |

(７)栄養管理関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　給食業務委託契約書について、明確にすべき下記の項目がなかった。  ・施設給食の趣旨を認識し、適正な食材料を使用し、所要の栄養量が確保される調理を行うことの明記。  ・調理従事者の大半は、当該業務について、相当の経験を有する者であることの明記。  ・受託者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができることの明記。  〇　検食簿の様式について、現様式では、栄養面の評価のみとなっている。  〇　飲用水の検査について、水質を色・濁り・におい・異物と４項目まとめて確認している。  〇　原材料の保存が不適切であった。（玉葱のへた部分等）  〇　保存食の原材料について、食材の取り漏れがあった。 | 〇　次期契約更新時でも問題ないので、追記や修正を検討すること。  〇　衛生面の検査項目である、異物混入・適切な加熱状況・異味異臭の３項目について確認し、記録を残すこと。  〇　4項目まとめて確認するのではなく、項目ごとに確認すること。様式の変更等を検討すること。  〇　利用者が喫食する部分を保存すること。  〇　献立表にチェックを入れる等の工夫を行い、取り漏れのないようにすること。 |

(８)その他

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　「職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針」の明確化等の措置が講じられていなかった。 | 〇　下記の点について、必要な措置を講じること。  a.事業者の方針の明確化及びその周知・啓発  b.相談（苦情を含む。）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備 |

４　介護給付関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　栄養マネジメント強化加算について、加算要件を満たしていないものの、「加算あり」と登録されていた。（請求はしておらず） | 〇　実態にあわせて取下げの届を提出すること。 |

**（介護医療院）【介護保険法】**

１　人員関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　設立当初の届出では、介護支援専門員が3名配置されていたが、運営指導時の従業者の勤務形態一覧表では、1名となっていた。 | 〇　実態を確認し、必要に応じて変更届を提出すること。 |

２　運営関係

(１)事故発生の防止及び発生時の対応、高齢者虐待の防止（研修等）、災害対策関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていなかった。  〇　業務継続計画の策定および研修が未実施であった。（計画については、非常災害時編を委員会で２か月に１回検討中、感染症編については未着手）  〇　感染症の予防およびまん延防止のための訓練が未実施であった。 | 〇　研修実施に向けた措置を講じること。（令和６年４月１日より義務化）  〇　早期に計画を策定するとともに、従業者に対する計画の周知、研修（年2回以上）を実施すること。（令和6年4月1日より義務化）  〇　定期的（年２回以上）に実施すること。（令和６年４月1日より義務化） |

(２)サービスの内容の説明・同意、運営規程関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　苦情受付窓口の案内が掲示されていなかった。 | 〇　速やかに、見えやすい場所に苦情受付窓口の案内を掲示すること。 |

(３)栄養管理関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　原材料の保存食について、取り漏れがあった。  〇　原材料の保存が不適切だった。（人参・きゅうりのヘタ、しめじの株等）  〇　原材料を保存する量は、食品ごとに５０ｇ程度ずつとされているが、一部保存量が不足していた。  〇　検食簿の様式について、現様式では、栄養面の評価のみとなっている。  〇　加熱調理食品の中心温度管理について、調理開始時刻は記録されていたが、加熱終了時刻の記録がなかった。 | 〇　献立表にチェックを入れる等の工夫をし、取り漏れのないようにすること。  〇　利用者が喫食する部分を保存すること。  〇　可能な限り５０ｇ程度を保存すること。  〇　衛生面の検査項目である、異物混入・適切な加熱状況・異味異臭の３項目について確認し、記録を残すこと。  〇　当該事項について、記録を残すこと。 |

(４)その他

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　感染症対策指導管理の感染情報レポートについて、検査結果のみの記録が保管されていた。 | 〇　感染情報レポートとしての作成を行うこと。 |

４　介護給付関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　現在は請求していない「自立促進支援加算」、「集団コミュニケーション療法」について、「加算あり」と登録されていた。  〇　運動機能向上加算について、短期目標の設定期間がリハ計画書の様式上「3か月」と記載されていた。  〇　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)について、勤務表を確認したところ、「介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の60」という加算要件を満たしていなかった。  〇　リハビリテーション提供体制加算について、勤務表を確認したところ、「常時、配置する理学療法士の数が利用者25人又はその端数を増すごとに1以上必要」という加算要件を満たしていなかった。 | 〇　実態にあわせて取下げの届を提出すること。  〇　様式変更を検討すること。（短期目標はおおむね1か月程度で達成可能な目標）  〇　前年度の平均割合を確認して所定の割合を下回った場合は報告すること。  〇　理学療法士の員数、常勤・非常勤を確認し、必要に応じて返還等対応すること。 |

**（養護老人ホーム）【老人福祉法】**

１　利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　災害対策に関する具体的な計画が策定されていなかった。  〇　避難訓練が実施されていなかった。  〇　処遇計画が作成されていなかった。  〇　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。  〇　職場におけるハラスメントを防止するための方針が策定されていなかった。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練が実施されていなかった。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。  〇　入所者及びその家族から同意を得ることなく個人情報を利用していた。  〇　職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていなかった。  〇　骨折について、市町村へ報告されていなかった。  〇　入所者の金銭管理を行っているが、出納台帳が作成されていなかった。 | 〇　速やかに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、定期的に職員に周知すること。  〇　避難訓練を年２回実施すること。  また、その内１回は夜間想定の訓練を実施すること。  〇　速やかに、入所者の心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、処遇計画を作成すること。  〇　速やかに、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し開催すること。  また、３月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること  〇　　速やかに、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針を策定すること。  〇　速やかに、研修並びに訓練を実施すること。また、定期的に実施すること。  〇　速やかに、委員会を設置し開催すること。  また、概ね月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。  〇　職務上知り得た入所者又はその家族の個人情報等は同意を得た上で利用すること。  〇　職員に対し、入所者等の秘密の保持について誓約書を徴取するなど必要な措置を講じること。  〇　入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること。  　　また、緊急性、重大性の高い事故及び利用者等との間でトラブルが発生又はその恐れがあると判断されるものについては、大阪府へも報告すること。  〇　入所者の金銭等を管理する際には、個人別の出納台帳を作成すること。  また、管理規程やマニュアルを作成し適切に管理すること。 |

**（軽費老人ホームA型）【老人福祉法】**

１　利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示であった。 * 入所者の安全対策について、夜間に出入口が施錠されていなかったケースがあった。 * 身体拘束等の適正化のための指針について、整備されていたが、内容が不十分であった。   〇　軽費老人ホームの事務費補助金について、収入申告書の根拠資料が適切ではなかった。 | * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示のため、確認のうえ、利用者等が分かりやすい場所に掲示すること。 * 入所者の安全対策について、夜間に出入口が施錠されていないとのことであったため、対策について再度検討すること。 * 身体拘束等の適正化のための指針について、整備されていたが、内容が不十分であったため、内容について再度検討すること。   〇　軽費老人ホームの事務費補助金について、収入申告書の根拠資料が適切ではなかったため、早急に是正し、正しい根拠を資料に添付しておくこと。 |

**（ケアハウス）【老人福祉法】**

１　利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示であった。   〇　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。  〇　身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催していなかった。  〇　身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。  〇　事故発生防止のための指針が整備されていなかった。  〇　骨折等の重大な事故発生していたが大阪府への報告がなかった  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針及びマニュアルが整備されていなかった。 | * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示のため、確認のうえ、利用者等が分かりやすい場所に掲示すること。   〇　速やかに、委員会を開催すること。  　　また、３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。  〇　正確な事実認識を持つため、研修を定期的に開催すること。  〇　身体拘束等の適正化のための指針を速やかに整備すること。  〇　事故発生防止のための指針を速やかに整備すること。  〇　重大な事故が発生した場合は速やかに大阪府へ報告すること。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね３月に１回以上定期的に開催すること。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針及びマニュアを速やかに整備すること。 |

**（有料老人ホーム）【老人福祉法】**

１　人員関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　夜勤職員の休憩時間に有料老人ホームの職員が不在となっていた。    〇　訪問介護事業所の職員が、夜間に有料老人ホーム職員として勤務しているが、勤務表に明記されていなかった。    〇　職員に対して研修が実施されていなかった。    〇　職場におけるハラスメントの内容の明確化及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針策定がなされていなかった。 | 〇　入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制とし、昼夜を問わず１名以上の職員を常勤させること。  〇　有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にし、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。  〇　採用時及び採用後において定期的に研修（初任者、人権、身体拘束廃止、虐待防止、感染症対策、食中毒対策、事故対応等）を実施すること  〇　速やかに方針を策定すること。  　また、職員に周知・啓発を行うこと。 |

２　設備関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　建物の建築基準法上の用途区分が、有料老人ホーム及び共同住宅等ではなく寄宿舎であった。  〇　便所に緊急通報装置が設置されていなかった。  〇　居室の床面積が便所、収納設備等を除く内法面積で13平方メートル以上確保されていなかった。  〇　廊下に棚や長机等の障害物が置かれており、避難路が確保されていなかった。  〇　廊下の有効幅員が1.8メートル以上確保されていなかった。  〇　食堂の面積が入所定員に２平方メートルを乗じて得た面積以上確保されていなかった。  〇　浴室が５か所以上必要なところ４か所しか設置されていなかった。  〇　居室の床面積が便所、収納設備等を除く内法面積で13平方メートル以上確保されていないため、既存建築物等の活用の場合等の特例の適用を受けているが、その基準において策定することとなっている改善計画が策定されていなかった。 | 〇　建物の用途区分を変更すること。  〇　緊急通報装置を便所に設置し、入居者の急病等緊急時に備えること。  〇　便所、収納設備等を除く内法面積で13平方メートル以上確保すること。  〇　速やかに障害物を撤去し、避難路を確保すること。  〇　有効幅員を1.8メートル以上確保すること。  〇　入所定員に２平方メートルを乗じて得た面積以上確保すること。  〇　入居者が週２回以上の入浴ができる機会を確保するため、10名程度に１か所以上の浴室を設置すること。  〇　速やかに改善計画を策定し、今後改修する際には、便所、収納設備等を除く内法面積で13平方メートル以上確保すること。 |

３　利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　事業収支計画が策定されていなかった。  〇　入居契約において、身元保証人が利用者と連帯して金銭債務を負うことと規定されているが、極度額が定められていなかった。  〇　財務諸表が策定されていなかった。  〇　大阪府へ報告が必要な事故が発生したにも関わらず、報告がされていなかった。  〇　事故発生防止のための委員会が設置されていなかった。  〇　運営懇談会が開催されていなかった。  〇　避難訓練を年２回実施しているが、夜間想定の訓練が実施されていなかった。  〇　非常災害に関する具体的計画が策定されていなかった。    〇　入居者が定期的に健康診断を受診する機会が設けられていなかった。    〇　安否確認又は状況把握サービスを提供した記録の帳簿が作成されていなかった。  〇　同意を得て身体的拘束等を実施していたが、身体的拘束等の状況等がわかる記録が残されていなかった。  〇　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。  〇　身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。    〇　身体拘束廃止及び虐待防止のマニュアルが整備されていなかった。 | 〇　速やかに、事業収支計画を策定し、閲覧に供するよう努めること。  〇　民法上、極度額の定めがない契約は無効となるため、利用者の債務について、個人の根保証契約を締結する場合は、極度額の設定をすること。  〇　速やかに、財務諸表を策定し、入居者等の求めがあれば写しを交付するよう配慮すること。  〇　速やかに、事故報告書を提出すること。  また、今後、報告が必要な事故が発生した際は、速やかに、事故報告書を提出すること。  〇　速やかに設置し、定期的に開催すること。  〇　速やかに、運営懇談会を開催すること。  〇　年２回実施する訓練のうち１回は夜間想定の訓練を実施すること。  〇　速やかに、計画を策定し非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備すること。  　　また、定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。  〇　年２回程度（うち１回は胸部Ｘ線検診による結核検診）健康診断を受診する機会を設け、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援すること。  〇　速やかに帳簿を作成し、その年度の属する年度末以降最低２年間は保存すること。  　また、サービスを提供した日から５年間保存するよう努めること。  〇　緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。  〇　速やかに、委員会を開催すること。  　　また、３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。  〇　速やかに、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  〇　施設サービスの質の確保及び向上のため、速やかにマニュアルを備えるとともに、職員に周知徹底を図ること。 |

**（サービス付高齢者向け住宅）【高齢者の居住の安定確保に関する法律】**

人員及び利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　サービスを行う専門職員の人数及び資格について、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。  〇　サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項の規定に基づき、その日から30日以内に届け出ること。  〇　登録では提供をしないとしている独自サービスについて、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。  〇　食事サービスの利用料金について法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。 | 〇　サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届け出を行うこと。  〇　サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項の規定に基づき、その日から30日以内に届け出を行うこと。  〇　新たに独自サービスを実施しするときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届け出を行うこと。  〇　食事サービスの利用料金に変更があったときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届出を行うこと。 |